

## 宇宙状況監視衛星システムにおける協力に関する附属書

防衛省航空幕僚監部（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）（以下「乙」という。）は、「宇宙状況把握分野における協力に関する協定（令和5年3月16日付）」第7条の規定に基づき、次のとおり宇宙状況監視衛星システムにおける協力に関する附属書（以下「本附属書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本附属書は、甲と乙が宇宙状況把握分野における相互協力を実施するにあたり、宇宙状況監視衛星システムにおいて甲と乙が保有する技術情報等を相互に交換してそれらの有効活用を図り、それぞれの業務の迅速かつ円滑な実施に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 本附属書において使用する用語の定義は、「宇宙状況把握分野における協力に関する協定」（以下「協定」という。）及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「設計・整備」とは、「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」に示された宇宙設置型光学望遠鏡の導入のことをいう。
- (2) 「防衛省の宇宙状況監視衛星システム（以下「SSA衛星システム」という。）」とは、防衛省が設計・整備する宇宙設置型光学望遠鏡のことをいう。
- (3) 「技術情報等」とは、技術的な事務に関する知識又は文書、図画若しくは物件、資料等の総称をいい、保護情報を含む。
- (4) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権並びに外国における前記各権利に相当する権利

イ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに外国における前記各権利に相当する権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権（以下「プログラム等の著作権」という。）並びに外国における前記各権利に相当する権利

エ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第12条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

- (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては標章並びにノウハウを使用する権

利の対象となるものについては案出をいう。

- (6) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、プログラム等の著作権については設定登録の申請並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願をいう。
- (7) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条に規定する権利の対象となる行為並びにノウハウの使用をいう。
- (8) 「それぞれの規則」とは、甲においては「職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号）」、「防衛省所轄国有特許権等の管理に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第2号）」をいう。乙においては、「知的財産活用規程」、「知的財産権の諸管理手続き要領」及び「知的財産の利用許諾手続き要領」をいう。
- (9) 「取扱いに一定の留意等を要する技術情報等」とは、甲における「注意」若しくは乙における「保護情報」又はその両方を含む技術情報等をいう。
- (10) 「注意」とは、甲の規則に従って、当該事務に関与しない防衛省職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのある情報をいう。
- (11) 「保護情報」とは、甲の情報セキュリティの確保に係る規則に基づいて定められた乙の規則に従って取扱う情報をいう。

#### （協力事項等）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) S S A衛星システムの将来の展望、最新の研究開発動向の共有
- (2) S S A衛星システムの運用・維持管理に必要となる技術的な事項の検討及び専門的知見の共有
- (3) 設計・整備後の運用体制構築に必要となる技術的な事項の検討

#### （共同で実施する業務）

第4条 甲及び乙は、本付属書の実施に当たり、共同で行う業務については、業務の内容、範囲、役割分担及びスケジュールの取扱い等について協議の上実施するものとする。

#### （実施場所）

第5条 甲及び乙は、次の各号のいずれかの場所を本協力の実施場所とする。

- (1) 防衛省航空幕僚監部（東京都新宿区市谷本村町5番1号）
- (2) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構東京事務所（東京都千代田区神田駿河台4丁目6）

2 甲及び乙は、事前に協議の上、前項に規定する場所以外で本協力を実施することができるものとする。

#### （S S A技術連絡会）

第6条 甲及び乙は、本協力の円滑な推進を図るため、技術連絡会を設置する。



2 S S A技術連絡会は、甲及び乙からそれぞれ1名選出された幹事により共同で議事運営に当たるものとする。

3 S S A技術連絡会の開催及び議題は、都度、甲及び乙の幹事が事前に協議の上決定する。

4 甲及び乙は、S S A技術連絡会に、それぞれの幹事が必要と認める者を参加させることができる。ただし、甲乙以外の第三者を参加させる必要がある場合は、事前に相手方幹事の同意を得るものとする。

#### (S S A技術連絡会の役割)

第7条 S S A技術連絡会の役割については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 本協力に関する進捗状況の情報交換及び把握

(2) 本協力に関する技術的な調整、協議及び決定

(3) 将来の協力に必要な事項の検討及び調整

(4) 協力の細部事項に関する情報交換

(5) 本協力に関する、その他一方の幹事が必要と認めた事項の調整

#### (要員の派遣)

第8条 甲及び乙は、協定第8条の規定に基づき相手方に要員を派遣する必要がある場合には、受入依頼書等必要な書類を相手方に送付し、その承認を求めるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する相手方の承認があった場合には、その勤務形態、勤務内容等の細部事項について事前に協議の上、別に合意書を結ぶものとする。

3 前2項に規定する甲又は乙の要員は、本協力を深化させかつ円滑に実施するために必要となる事項の情報収集及び調整等を、相手方の実施場所において行うものとする。

#### (立ち入り)

第9条 甲及び乙は、相手方が管理する施設に立ち入る必要がある場合は、相手方による事前の同意の下、それぞれの定める規則等に基づき立ち入るものとする。

#### (知的財産権の出願等)

第10条 甲及び乙は、それぞれに所属する職員が本附属書に基づく協力の実施に伴い単独又は共同で発明等を行った場合は、速やかに相手方に通知する。

2 甲及び乙は、本附属書に基づく協力の実施により得られた単独又は共同の発明等に係る知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を行った職員から、原則として当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

3 前項の場合において、甲又は乙が単独で成した発明等に係る知的財産権は、当該発明等を成した甲又は乙の単独所有とし、甲又は乙が単独で出願等の手続きを行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等を行う者が負担するものとする。

4 甲及び乙は、それぞれに所属する職員が本附属書に基づく協力の実施に伴い共同で発明等（ただし、第14条（ノウハウの特定）の対象となるものを除く。以下、本条において同じ。）を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の



可否について協議するものとする。

- 5 本附属書に基づく協力の実施により共同で得られる発明等に係る知的財産権の甲又は乙に所属する職員の持分は、前項に従ってその者の所属する当事者がそれぞれ承継するものとし、甲及び乙は、そのために必要な内部的措置を講じるものとする。甲及び乙が当該発明等に係る出願等を行う際は、当該知的財産権に係るそれぞれの持分を協議して定めた上で、共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙は、所属する職員から当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとし、出願等について別途協議するものとする。

#### (知的財産権の実施等)

- 第11条 共有知的財産権の実施、第三者に対する実施許諾等については、関連する法令及びそれぞれの規則等に基づき、協議の上、別途取決めるものとする。

#### (ノウハウの特定)

- 第12条 甲及び乙は、本附属書に基づく協力の結果、ノウハウとして取扱うことが適切なものが共同で案出された場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする。
- 2 前項に従って特定されたノウハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、提供してはならない。対象とするノウハウの範囲等及びノウハウを秘匿すべき期間は、甲及び乙で協議の上、個別に定めるものとする。ただし、変更が生じた場合は、協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### (プログラム等の著作権)

- 第13条 本附属書に基づく協力の実施に当たり、プログラム等の著作権の取扱いについては、第10条の規定を準用するものとする。
- 2 前項に規定するプログラム等の著作権の実施、実施許諾等については、第11条の規定を準用するものとする。

#### (技術情報等の共有又は提供等)

- 第14条 甲及び乙は、本附属書の実施に必要な技術情報等は無償で相互に共有し、又は提供することができるものとする。ただし、第三者との取決めによって秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。
- 2 返還を条件とする技術情報等の提供を受けた甲又は乙は、当該提供を受けた目的を終え、又は第18条に規定する本附属書の有効期間を終了した後、速やかに返還するものとする。
- 3 第1項の規定により技術情報等の共有又は提供を受けた甲又は乙（以下「情報共有・提供側当事者」という。）は、情報共有・提供側当事者の技術情報等を、第3条に係る業務の実施以外の目的での使用又は第三者への共有若しくは提供を行わないものとする。
- 4 情報共有・提供側当事者は、当該技術情報等を第三者に情報共有又は提供をする必要がある場合には、情報共有・提供側当事者の事前の書面による同意を得るものとする。



る。

- 5 甲及び乙は、第3条に定める協力を実施するため、第1項に基づき共有又は提供された技術情報等を改変する必要がある場合は、あらかじめ情報共有・提供側当事者の同意を得るものとし、改変の内容に応じて知的財産権の取扱い等について協議するものとする。

(取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱い)

- 第15条 甲及び乙は、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等に関し、次に掲げるものに依り、それぞれ取り扱うものとする。

(1) 甲における技術情報等にあつては、「注意」

(2) 乙における技術情報等にあつては、「保護情報」

- 2 甲及び乙は、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱いについては、甲及び乙の規則に従い業務を実施するものとする。なお、甲及び乙は、第3条に係る業務の実施の目的のために第三者に対して取扱いに一定の留意等を要する技術情報等を情報共有・提供する場合には、別に定めるところにより自身に課された当該技術情報等の保全に係る措置と同等の措置を講じさせるものとする。

- 3 甲及び乙は、必要に応じて相互にそれぞれの管理状況を確認することができるものとし、不備のあった場合には、相手方に適正な管理を求めることができる。

(経費)

- 第16条 甲及び乙は、本附属書の実施に当たり、それぞれの業務について自らの費用を負担する。ただし、その実施に際して甲及び乙の間に直接的な経費が発生する場合には、別途、両方で協議するものとする。

- 2 甲及び乙は、技術情報等を相互に無償で提供する。

(損害賠償)

- 第17条 甲又は乙は、本附属書の実施に関連して、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、相手方に対し、損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、本附属書の実施に関連して相手方に提供し、又は共有する技術情報等について、その品質の確保及び適時適切な提供に努めるものとする。但し、必ずしも品質の確保等を保証するものではなく、有効期間中の開発・技術上の事由、その他の事由により相手方に技術情報等の品質の確保又は提供できない事態が生じたとしても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

- 第18条 本附属書の有効期間は、締結後、SSA衛星システムの設計・整備が終了し、打上げ後、SSA衛星の初期運用期間が完了するまでの間とする。上記に関わらず、協定が終了した場合も本附属書は終了する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条(知的財産権の出願等)、第11条(知的財産権の実施等)、第12条(ノウハウの特定)、第13条(プログラム等の著作権)、第17条(損害賠償)の規定は、その事由の存する限り、その効力を存続するものと

する。なお、本附属書終了後の第14条（技術情報等の共有又は提供等）、第15条（取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱い）の取扱いについては、本附属書終了の際に別途協議するものとする。

（附属書の解除）

第19条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、かつ相手方に書面で是正を求めた後、相当期間経過後も是正されない場合には、書面による同意なく、本附属書を解除することができる。この場合において、甲又は乙は、相手方に対し本附属書の解除を書面により通知するものとする。

（1）相手方が、本附属書の履行に関し、不正または不当な行為をした場合

（2）相手方が、本附属書に違反した場合

2 甲及び乙は、本協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により、本附属書を解除することができる。

（委任）

第20条 甲及び乙は、本附属書の実施に関して、細部に係る取決めが必要になった場合については、両者の間で協議の上、甲及び乙がそれぞれ指定した者に、当該取決めの作成及び締結を委任することができる。

（協議）

第21条 本附属書に定めのない事項及び本附属書に関する疑義が生じた場合、甲及び乙（乙は必要に応じ所管省庁である文部科学省と協議の上）は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

2 本附属書の内容を変更する必要がある場合は、両者の間で協議の上、協定第7条の了解を得た上で変更することができる。

本附属書を証するため、附属書を2通作成し、甲、乙両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月16日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号  
防衛省航空幕僚監部防衛部  
防衛部長



乙 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
理事

